

表 488 基礎年金（新法）受給権者数（事業月報）

昭和 61 年 4 月からは、それまで適用されていた国民年金法（旧法）に代わって、新しい国民年金法（新法）が適用されることとなった。この表は、国民年金法（新法）が適用される国民年金の受給権者を区分ごとに表している。

平成 21 年度

	老齢基礎年金	障害基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金	遺族基礎年金	総 数
			〔旧障害福祉年金及び20歳前の障害〕		〔旧母子福祉年金〕	
<b>総 数</b>	<b>187,392</b>	<b>5,031</b>	<b>6,549</b>	<b>1,917</b>	-	<b>200,889</b>
川 崎 区	32,560	874	1,067	337	-	34,838
幸 区	23,497	683	907	208	-	25,295
中 原 区	25,548	704	886	246	-	27,384
高 津 区	25,392	762	1,025	315	-	27,494
宮 前 区	28,856	743	965	337	-	30,901
多 摩 区	26,254	690	976	254	-	28,174
麻 生 区	25,285	575	723	220	-	26,803

資料：保険年金課